

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う ウェブサイト掲示について

当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得等した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供をします。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

- (1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- (2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項、質の高い訪問看護を実践するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- (4) (3) の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。

令和 8 年 6 月 1 日
医療法人社団友愛会
岩砂訪問看護ステーション